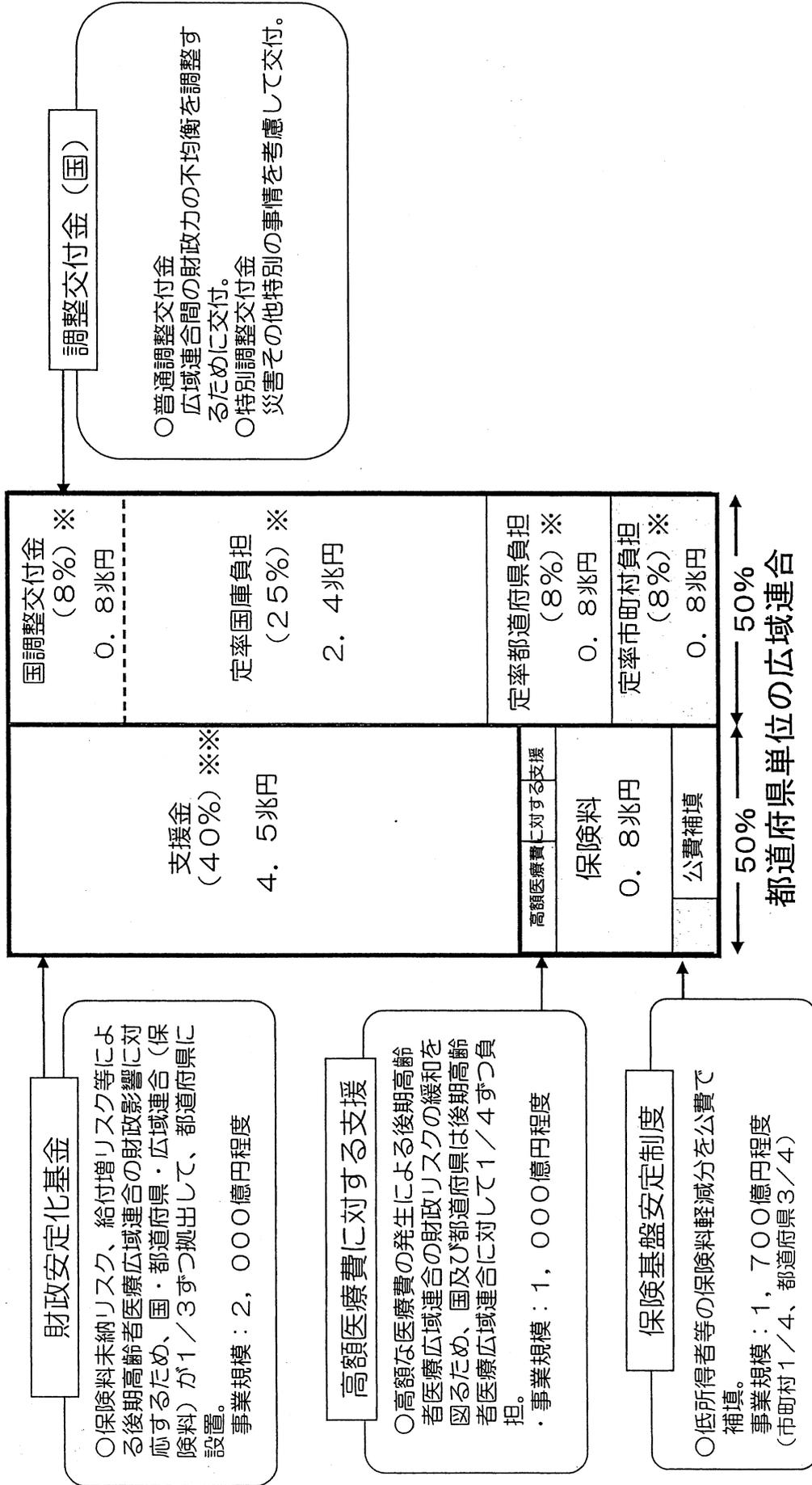


定率公費負担の計算方法について

後期高齢者医療財政の概要

医療給付費等総額：10.3兆円
(注)額は、平成20年度推計値。



※ 現役並み所得者については、公費負担(50%)がなされないため、実際の割合は50%と異なる。
※※ 国保及び政管健保の後期高齢者支援金には、別途各々50%、16.4%の公費負担がある。

定率公費負担の計算方法について（案）

1 国の負担（法第93条第1項）

各広域連合につき、当該年度における次のアからイを控除した額の3/12に相当する額を負担する。

ア 「負担対象額」＝「被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額」－「特定費用の額」

（参 考）

・「療養の給付等に要した費用の額」は次の①、②の合計額

① 「療養の給付に要した費用の額」－「一部負担金に相当する額」

② 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の合計額

・「特定費用の額」は、被保険者のうち現役並み所得に該当する者の「療養の給付等に要する費用の額」

イ 次の①～④の合計額

① 給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金

② 不正の行為により給付を受けた者からの徴収金及び延滞金

③ 不正の行為により給付に要する費用の支払を受けた保険料医療機関等からの返還金及び加算金

④ その他療養の給付等に要する費用のための収入額

2 都道府県の負担（法第96条第1項）

当該年度における1のアの額から1のイを控除した額の1/12に相当する額を負担する。

3 市町村の負担（法第98条）

各市町村につき当該年度における被保険者（①当該市町村に住所を有する者のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の者、②当該市町村に住所を有しない者であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である者）に係る1のアの額から1のイを控除した額の1/12に相当する額を負担する。

後期高齢者医療の住所地特例と市町村定率負担の取扱いについて

- 1 後期高齢者医療制度における住所地特例
 - 国保では、入院等のため病院等に住所を移した際、市町村をまたぐ移動をした者については、その前市町村の国保被保険者とする住所特例があり、老人医療受給対象者については、この国保の被保険者資格がある市町村が医療を行うこととしている。
 - 後期高齢者医療制度では、広域連合をまたぐ住所の移動があった場合には、前住所地の広域連合の被保険者とする住所特例を設ける。市町村をまたぐ移動があっても広域連合を越えない場合には、現行の国保・老人医療と異なり、住所地特例は適用されない。
- 2 住所地特例者に係る市町村の定率負担について

前住所地の市町村は、前住所地の市町村が加入する広域連合に対して、1/12の定率負担を行う。
- 3 老人医療受給者に係る住所地特例の取扱いと市町村の定率負担

老人医療受給者に係る住所地特例の届出は、後期高齢者医療における広域連合間の住所地特例の届出とみなされる。
(市町村定率負担の取扱い)

→ 住所地特例については、前市町村が、
 ①現市町村が加入する広域連合と異なる広域連合にある場合、引き継がれる。(X, Y) → 前住所地の市町村が負担
 ②現市町村と同一の広域連合の区域内にある場合、引き継がれない。(Z) → 現住所地の市町村が負担

